

港区地域強靭化計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

(素案)

令和3(2021)年1月

港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区地域強靭化計画(素案)の策定に当たって

首都圏では、マグニチュード7クラスの直下型地震が30年内に発生する確率は約70%(平成24(2012)年度)と予測されています。また、平成30年の西日本豪雨、令和元年の台風第15号及び第19号をはじめ、近年は豪雨や大型台風により各地で甚大な被害が発生しています。

さらには、令和2(2020)年1月に国内での感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全国に感染が拡大し、かつて経験したことがない深刻な健康危機となっています。災害対策においても、震災や風水害とこのような健康危機が同時に発生する「複合災害」を想定した対応が必要となります。

区では、こうした災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、防災対策の強化に努めています。

一方、国は、未曾有の大災害となった平成23(2011)年の東日本大震災を教訓に、大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な推進を目的として、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年12月11日法律第95号)」を制定しました。同法では、地方公共団体は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国土強靭化地域計画を定めることができます。

これを受け、区は、区民の生命と財産を守り、安全・安心で強靭な都市を形成するため、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにし、最悪の事態に陥らないために事前に取り組むべき施策を体系化した計画として、新たに港区地域強靭化計画を策定いたします。

これまで区は、災害の発生に備え、区及び関係防災機関が行う災害対策の総合的な計画として港区地域防災計画震災編及び港区地域防災計画風水害編を策定し、防災対策を推進してきました。令和3年3月には、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、自然災害等と感染症の流行が同時に発生した場合の対策等を盛り込むため、同計画の改定を行います。

今後は、災害に備えて安全・安心で強靭な都市を形成するための施策を定めた港区地域強靭化計画と災害時に区及び関係防災機関が行う災害対策を定めた港区地域防災計画、異なる視点での2つの計画に基づき、防災対策の一層の充実を図り、災害から区民の生命と財産を守るために全力を尽くしてまいります。

目 次

I.	本計画の概要.....	1
1	計画策定の背景	1
2	港区地域強靭化計画の位置づけ	1
3	計画期間と今後の見直し	2
II.	地域を強靭化する上での目標.....	3
1	基本目標と推進目標の設定について	3
2	基本目標と推進目標の関連性について	3
3	目標の実現に向けて	4
III.	港区の被害想定	5
1	地震による被害	5
2	風水害による被害	5
IV.	リスクシナリオの設定と脆弱性評価.....	6
1	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定.....	6
2	脆弱性の評価.....	8
V.	強靭化に向けた取組.....	14
1	リスクシナリオ毎の取組	14
2	施策分野との関係.....	41
3	【参考】国の補助事業等との関係について	43
	参考資料	47

I. 本計画の概要

1 計画策定の背景

国は、東日本大震災を教訓として、平成 25(2013)年に、大規模自然災害等に備えた強靭な国づくりを目指す「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」を制定しました。基本法第13条では、地方公共団体が国土強靭化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定することができると規定されています。

また、国は、地方公共団体が国土強靭化地域計画に基づき実施する取組については、今後、補助金・交付金等の支援制度の重点化や優先採択の要件化を行っていくとしており、地域の強靭化に関する取組の更なる推進を目指しています。

一方、30 年以内(平成 24(2012)年現在)に 70% の確率で発生すると予測されている首都直下地震等の地震災害に加え、近年は豪雨や大型台風により各地で甚大な被害が発生しており、令和元(2019)年の東日本台風(第 19 号)の接近に際しては、200 名を超える避難者が区民避難所を利用するなど、自然災害に対する区民の不安が高まっています。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症のような健康危機と自然災害が同時に発生する複合災害も懸念され、安全安心な暮らしを守るための区民ニーズは確実に高まっています。

区は、こうした状況を踏まえ、災害時の避難所の機能強化のほか、土砂災害警戒区域等におけるがけ・擁壁の安全対策や、風水害時の区有施設の機能の確保のための浸水対策、災害時の感染症対策など、地域性を踏まえた防災対策の強化に努めています。

基本法は地域計画を国土の強靭化に関わる既存の計画の基本的な指針として位置付けており、区においても、今後の防災対策について、国庫補助金等の特定財源を確実に確保しつつ、さらに効果的かつ総合的に推進していくため、各分野施策に対する横断的指針として、地域計画を策定します。

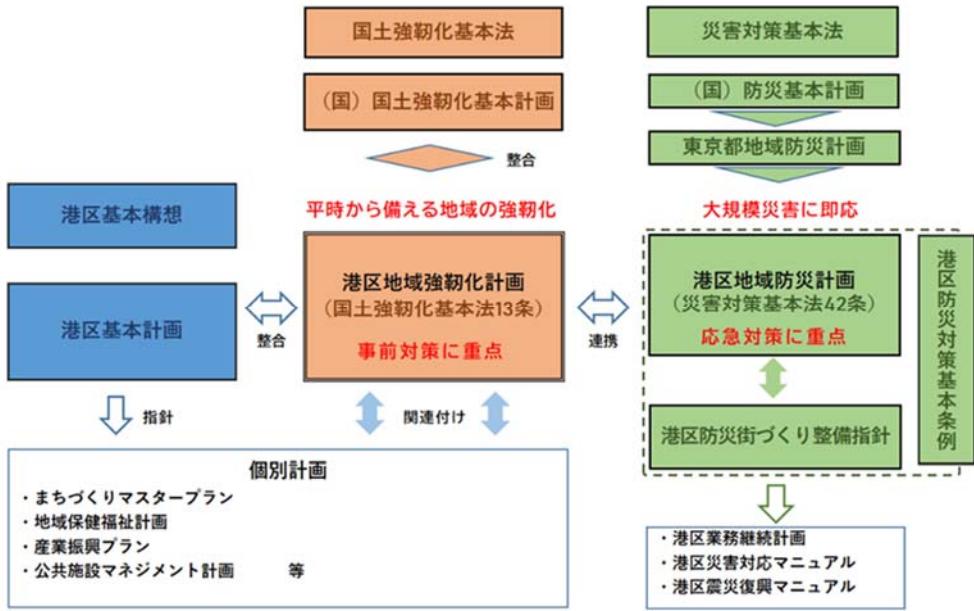
2 港区地域強靭化計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、港区における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

区は、基本構想に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにする港区基本計画を定めています。本計画は、港区基本計画との整合を取るとともに、各分野における個別計画との関連の下で、平時から備える地域の強靭化に向けた必要な取組(大規模自然災害等に備えた事前対策)を具体的に示すものです。

また、区では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、各種災害に対して、応急対策に重点を置きつつ、区及び関係防災機関が担う予防対策から復旧対策までを網羅的に定めた「港区地域防災計画」を策定しています。

これに対し本計画は、平時からの事前対策に重点を置き、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにしたうえで、最悪の事態に陥らないための取組を体系化した計画として策定するものであり、「港区地域防災計画」と相互に連携することにより、防災対策の一層の推進を図ります。



3 計画期間と今後の見直し

本計画は、港区基本計画と整合を取り、6か年を計画期間とします。

今後の見直しについては、港区基本計画と連携を図りながら、実施します。

II. 地域を強靭化する上での目標

1 基本目標と推進目標の設定について

国の基本計画との整合を取りながら、地域強靭化を推進する上での「基本目標」とそれをより具体化した「推進目標」を次のとおり設定します。

基本目標

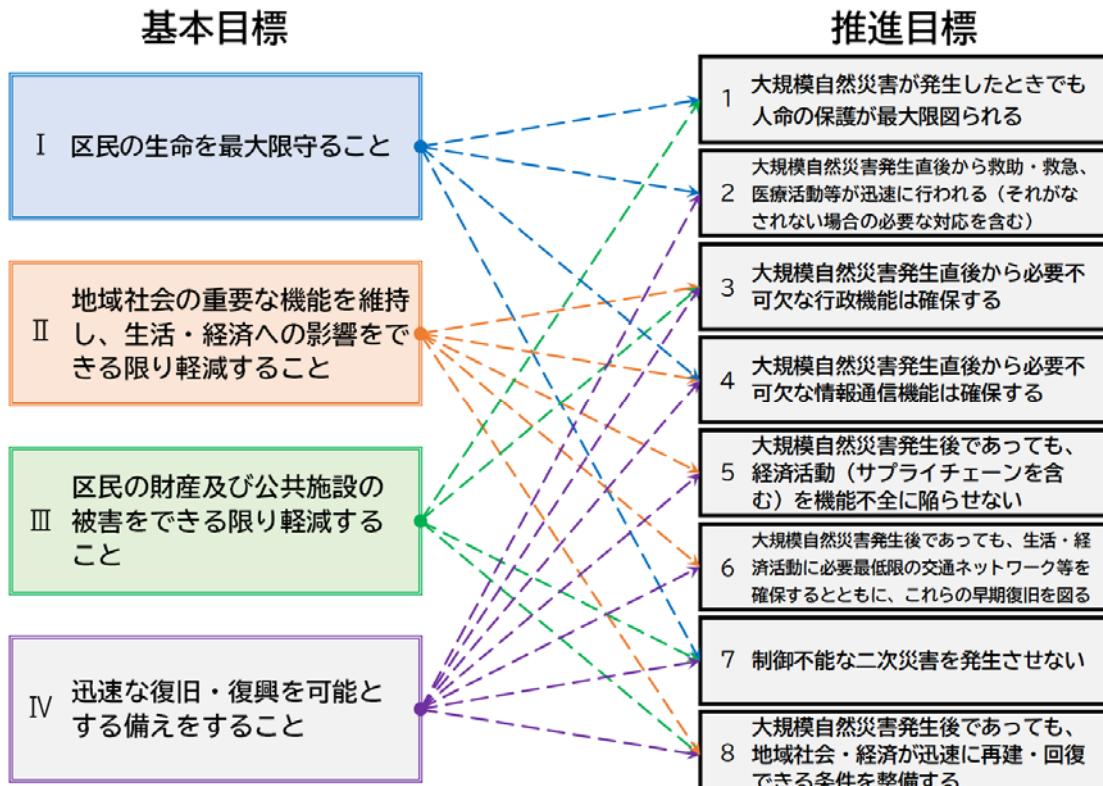
- I 区民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 区民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

推進目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

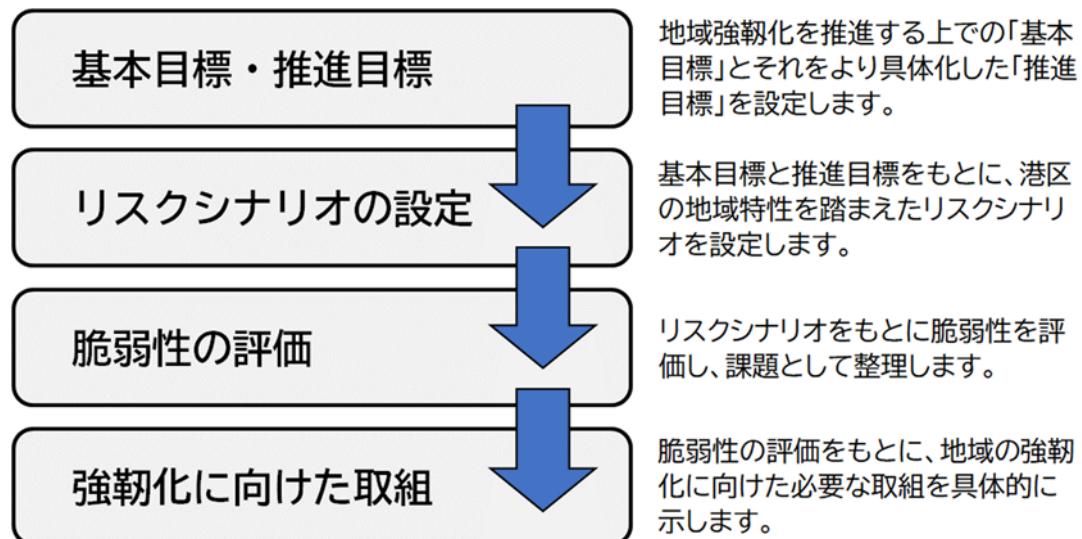
2 基本目標と推進目標の関連性について

基本目標と推進目標の関連性は、以下の表のとおりです。



3 目標の実現に向けて

本計画では、基本目標と推進目標の実現に向け、以下の手順で地域の強靭化に向けた取組を整理します。



III. 港区の被害想定

1 地震による被害

(1) 摆れ等による被害

東京都防災会議が平成 24(2012)年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で想定した4つの地震のうち、東京湾北部地震(冬 18 時 風速8m／秒)が、港区にとって最も大きな被害をもたらす地震となり、最大震度7となるほか震度6強の地域が9割を超えます。その場合、人的被害は、死者 200 人及び負傷者 9,127 人と想定されており、ほとんどが揆れ等による建物被害と火災によるものです。また、全壊棟数約2千棟、断水率約45%、停電率約 23%などと住宅やライフラインにも大きな被害が発生し、避難生活者は3万人を超えると予想されています。

(2) 津波による被害

津波被害が大きくなると想定されている「元禄型関東地震(M8.2)水門開放」では、最高津波高は T.P.(東京湾平均海面)2.47m となります。また、水門閉鎖の場合は建物の全壊・半壊の被害は発生しません。

2 風水害による被害

(1) 浸水被害

平成 12(2000)年 9 月に発生した東海豪雨の降雨実績により東京都が作成した「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」によれば、千代田区との区境となる赤坂地区の一部で、深い浸水深が想定されています。また、想定し得る最大規模の降雨(総雨量 690 mm、時間最大雨量 153 mm)により東京都が平成 30(2018)年 12 月に作成した「城南地区河川流域浸水予想区域図」によれば、芝地区や麻布地区の古川流域の一部で、深い浸水深が想定されています。

(2) 土砂災害

東京都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しており、令和2年12月現在区内には土砂災害警戒区域が 210箇所、土砂災害特別警戒区域が 142箇所あります。

IV. リスクシナリオの設定と脆弱性評価

1 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

区民の生命と財産を守り、安全・安心で強靭な都市を形成するため、国の基本計画に定められているリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の項目に基づき、港区の地域特性を踏まえたリスクシナリオを、以下のとおり設定しました。

推進目標とリスクシナリオ

推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-4	医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信手段の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

推進目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 脆弱性の評価

リスクシナリオをもとに脆弱性を評価し、課題として整理しました。

(1) 推進目標 1:大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

① 建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- ア 建築物やブロック塀等の倒壊を防止するため、建築物等の耐震化が必要です。また、建物内における死傷者を減らすため、家具転倒防止等の取組を進めることができます。
- イ 老朽建築物が集積している地域等で、建築物の更新や都市基盤の整備等による防災性能の向上が必要です。
- ウ 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要です。
- エ 大規模自然災害時における火災発生を予防するための意識啓発等の取組が必要です。
- オ 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

② 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ア 区有建築物について、建物の倒壊等の被害を防ぐための計画的な修繕や建替が必要です。
- イ 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要です。
- ウ 大規模自然災害時における火災の発生を予防するための意識啓発等の取組が必要です。

③ 広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生

- ア 内部護岸や防潮堤の整備と機能維持が必要です。
- イ 津波が発生した場合の避難体制について構築する必要があります。

④ 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ア 雨水等を適切に処理・排水する施設の整備が必要です。
- イ 都と連携し、災害時でも機能が維持できるよう下水道施設等の整備・更新を進めることができます。
- ウ 区役所等の主要な施設で、浸水被害を防ぐための対策を進める必要があります。

⑤ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

- ア 港区内の土砂災害警戒区域等の指定も踏まえ、多数存在するがけ・擁壁の安全対策を進めるための擁壁等の計画的な保全が必要です。

⑥ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ア 発災時でも適切に災害対応できる区役所の業務継続体制の確保が必要です。
- イ 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるための区役所における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要です。
- ウ 災害時でも円滑に避難できるよう、自助・共助による避難体制を構築する必要があります。
- エ 区民の防災意識や災害対応能力の向上を図るとともに、共助による救助体制等の防災対応力の向上が必要です。
- オ 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要です。
- カ 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

(2) 推進目標 2:大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

① 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ア 防災備蓄倉庫の整備と備蓄物資の適切な管理を行うとともに、各家庭での備蓄を進めることが必要です。
- イ 物資調達に係る協定締結事業者等との連携体制の強化が必要です。
- ウ 災害時の物資輸送体制の構築が必要です。

② 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ア 災害時に関係機関の支援活動を円滑に受けられるよう、受援体制の実効性向上や活動拠点の確保が必要です。
- イ 区民の防災意識や災害対応能力の向上を図るとともに、共助による救助体制等の防災対応力の向上が必要です。

③ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- ア 港区内において帰宅困難者が多数発生すると想定されることを踏まえ、港区防災対策基本条例に基づいた総合的な帰宅困難者対策の推進が必要です。

④ 医療施設・医療従事者の不足による医療機能の麻痺

- ア 災害時に適切な救急活動を迅速に実施することができるよう、医療関係団体との連携を図る必要があります。
- イ 災害時に関係機関の支援活動を円滑に受けられるよう、受援体制の実効性向上や活動拠点の確保が必要です。

⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ア 避難所における感染症防止対策の徹底や衛生状態の悪化を防ぐ対策の実施が必要です。
- イ 災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物処理体制の構築が必要です。
- ウ 医療関係団体との連携をはかり、災害時の保健・医療体制の構築が必要です。

⑥ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ア 多様な避難者ニーズに対応した物資を確保するなど避難所の環境改善に取り組むことが必要です。
- イ 避難所における感染症防止対策の徹底や衛生状態の悪化を防ぐ対策の実施が必要です。
- ウ 災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物処理体制の構築が必要です。
- エ 医療関係団体との連携をはかり、災害時の保健・医療体制の構築が必要です。

(3) 推進目標 3:大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

① 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- ア 地域における防犯体制の強化を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要です。

② 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ア 発災時でも適切に災害対応できる区役所の業務継続体制の確保が必要です。
- イ 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるための区役所における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要です。
- ウ 災害時に関係機関の支援活動を円滑に受けられるよう、支援体制の実効性向上や活動拠点の確保が必要です。
- エ 区有建築物について、建物の倒壊等の被害を防ぐための計画的な修繕や建替が必要です。
- オ 区役所等の主要な施設で、浸水被害を防ぐための対策を進める必要があります。
- カ 行政施設等では災害時でもエネルギーを確保するための非常用発電設備等の整備が必要です。

(4) 推進目標 4:大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

① 電力供給停止等による情報通信手段の麻痺・長期停止

- ア 行政施設等では災害時でもエネルギーを確保するための非常用発電設備等の整備が必要です。
- イ 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるための区役所における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要です。

② テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

ア 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるための区役所における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要です。

(5) 推進目標 5:大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

① 施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

ア 災害時においても事業活動が途絶しないよう、各事業者の業務継続体制を確保する必要があります。

(6) 推進目標 6:大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

① 地域交通ネットワークが分断する事態

ア 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要です。

イ 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

(7) 推進目標 7:制御不能な二次災害を発生させない

① 市街地での大規模火災の発生

ア 大規模自然災害時における火災発生を予防するための意識啓発等の取組が必要です。

イ 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

ウ 区民の防災意識や災害対応能力の向上を図るとともに、共助による救助体制等の防災対応力の向上が必要です。

② 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

ア 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要です。

イ 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

③ 有害物質の大規模拡散・流出

ア 災害時の有害物質の拡散・流出を防ぐための適正管理の推進が必要です。

イ 災害時のアスベストの飛散を防止するための取組を進める必要があります。

④ 風評被害等による経済等への甚大な影響

ア 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるための区役所における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要です。

(8) 推進目標 8: 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物処理体制の構築が必要です。

② 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 迅速な救助活動や避難のため、道路基盤の整備と災害時の道路啓開体制の構築が必要です。また、延焼遮断や避難のためのオープンスペースの確保が必要です。

イ 災害時に関係機関の支援活動を円滑に受けられるよう、受援体制の実効性向上や活動拠点の確保が必要です。

③ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 町会・自治会等をはじめとした様々なコミュニティ団体への支援を行うなど、地域コミュニティの維持・活性化が必要です。

イ 地域における防犯体制の強化を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要です。

④ 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 区有建築物について、建物の倒壊等の被害を防ぐための修繕や建替が必要です。

イ 内部護岸や防潮堤の整備と機能維持が必要です。

ウ 区役所等の主要な施設で、浸水被害を防ぐための対策を進める必要があります。

⑤ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 区内において液状化が発生する危険のある地域において、液状化対策が必要です。

イ 雨水等を適切に処理・排水する施設の整備が必要です。

ウ 都と連携し、災害時でも機能が維持できるよう下水道施設等の整備・更新を進めることができます。

エ 区役所等の主要な施設で、浸水被害を防ぐための対策を進める必要があります。

⑥ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

ア 文化財指定を受けていいる建築物等の各種文化財が災害による被害を受けることがないよう対策を進めることができます。

⑦ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

ア 発災後速やかに復興プロセスに移行することができるよう、事前の復興まちづくりの推進が必要です。

イ 被災者の住宅再建や生活再建を早期に実施するための体制整備が必要です。

ウ 被災者の生活再建や地域の復興を支援するための財源確保が必要です。

エ 発災後の各種事業の円滑な推進のため、土地の境界線の明確化が必要です。

V. 強靭化に向けた取組

1 リスクシナリオ毎の取組

(1) 推進目標 1: 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

① 建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

ア 住宅等の耐震化や安全対策の推進

- ・「港区耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進に向けた指導・誘導及び啓発を行います。
- ・老朽化した建築物における外壁・窓ガラス・広告物などの落下・脱落防止対策について注意喚起を行い、災害拠点として役立つオープンスペースの確保を指導・誘導します。
- ・建物所有者の負担を軽減するため、ブロック塀等除却・設置や建物内の家具転倒防止器具等の助成を行います。
- ・エレベーターに安全装置等を設置する改修工事の費用の助成を行います。
- ・地域住宅計画に基づき、区民向け住宅の建て替え、災害時における建物倒壊を防ぐため、老朽化しているマンション等の建て替えに向けた合意形成の支援等、地域に安全・安心して住み続けられる住宅の確保に取り組みます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・老朽化マンションの建替えの支援
- ・既存民間建築物の耐震化の促進
- ・建築物等の災害対策の推進
- ・家庭の防災対策の充実

イ 土地利用の適正化

- ・市街地再開発事業の実施を支援し、老朽建築物の更新、建物敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に図ることで、自然災害に対する防災機能や住環境の向上を図ります。
- ・低未利用地の集約や、不整形地が散在する街区の再編等により、公共施設の整備拡充や住環境の整備、防災機能の向上が図られる場合は、必要に応じて土地区画整理事業の活用を指導・誘導します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・市街地再開発事業への支援
- ・土地区画整理事業の活用
- ・市街地再開発事業等の評価

ウ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- ・建築物の倒壊による道路閉塞等の発生を防ぎ、迅速な消火・救助活動が行えるよう、緊急輸送道路の沿道における建築物の耐震化を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進
- ・既存民間建築物の耐震化の促進

エ 火災の発生予防

- ・災害時における火災発生を防ぐため、火災予防に関する意識啓発や家庭用消火器・警報器等の導入を支援します。
- ・特に繁華街の飲食店等が入居する雑居ビルについて、火災時においても安全に避難できる建築物となるよう、適切な調査・指導を行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・雑居ビルの防火安全対策の推進
- ・家庭の防災対策の充実
- ・事業所の防災対策の促進

オ 道路基盤やオープンスペースの整備

- ・迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- ・防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- ・災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

② 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

ア 公共建築物の耐震性能の維持

- 区有施設について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図ることを目的として、計画的に修繕や建て替えを行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- 学校施設の充実

イ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(再掲(1)①15頁)

- 建築物の倒壊による道路閉塞等の発生を防ぎ、迅速な消火・救助活動が行えるよう、緊急輸送道路の沿道における建築物の耐震化を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- 道路等の災害対策の推進
- 既存民間建築物の耐震化の促進

ウ 火災の発生予防(再掲(1)①15頁)

- 災害時における火災発生を防ぐため、火災予防に関する意識啓発や家庭用消火器・警報器等の導入を支援します。
- 特に繁華街の飲食店等が入居する雑居ビルについて、火災時においても安全に避難できる建築物となるよう、適切な調査・指導を行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- 雑居ビルの防火安全対策の推進
- 家庭の防災対策の充実
- 事業所の防災対策の促進

③ 広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生

ア 防潮施設の機能維持

- 高潮や津波の被害を軽減するため、内部護岸や防潮堤の整備を東京都に要請します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- 道路等の災害対策の推進

イ 津波避難体制の構築

- ハザードマップの提供等による津波浸水区域の認知度向上や、津波発生時の一時避難場所となる津波避難ビルの指定などの、津波避難に関する知識の向上を図ります。

④ 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

ア 雨水浸透機能の維持・確保

- ・ 道路の透水性舗装を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導等を行い、地下浸透を促進することで、都市型水害対策を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・水循環機能の保全・向上

イ 下水道施設等の維持管理

- ・ 災害発生時においても機能が維持できるよう、下水道施設の整備・更新や河川改修など、水害を未然に防ぐ事業の推進や施設整備について、東京都等の関係機関に要請していきます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進

ウ 主要施設における浸水対策の推進

- ・ 災害時においても基幹的機能を果たす区役所をはじめとする主要な公共施設において、必要な浸水対策を講じます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区有施設の浸水対策

⑤ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

ア 土砂災害対策の充実・強化

- ・ 港区内に多数存在するがけ・擁壁による土砂災害を防ぐための周知・啓発の他、工事費用助成金交付等による改修の促進に努めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・建築物等の災害対策の推進
- ・がけ・擁壁の災害対策の強化

⑥ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

ア 業務継続体制の確保

- ・過去の災害における教訓や新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢の変化を踏まえ、地域防災計画や業務継続計画について必要に応じて見直しを行い、業務継続に必要な資機材等についても確保していきます。
- ・危機管理基本マニュアルの周知徹底と適切な運用をはかるとともに、様々な実動訓練を実施し、区役所職員の危機管理意識の醸成と対応力の強化に努めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・地域防災計画等の推進
- ・危機管理体制の充実

イ 行政による情報処理・発信体制の整備

- ・情報伝達訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう行政体制を整備します。
- ・避難指示等の必要な情報を区民に対して発信することができるよう、防災行政無線を更新するとともに、防災ラジオやアプリなど様々な情報媒体による情報発信体制を構築します。
- ・災害時要配慮者や外国人に対しても必要な情報が適切に行き届くような体制を構築します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・危機情報の迅速な発信
- ・外国人の災害対策に関する取組の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

ウ 避難体制の確保

- ・災害リスクの周知や広域避難場所や避難経路の周知、マイタイムラインの周知等により、区民の危機管理意識の向上や自主避難体制を構築します。
- ・災害時要配慮者について名簿を作成し、関係機関と連携を図ることで個別支援計画の作成を進め、支援体制を構築します。また、外国人に対しても、災害時の情報伝達の多言語化を図るなどの支援を行います。
- ・避難所での備蓄物資の整備や避難所の拡充、地域との連携による避難所への避難体制の検討を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実
- ・災害時等の安全の確保

工 地域の災害対応力の向上

- ・区民が自らのいのちを守ることができるように、講習会の開催等により平時から防災意識の向上と防災対策の促進を図ります。
- ・防災住民組織の強化に向けた、アドバイザーの派遣や資機材の助成・貸与などの支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策を視野に入れた防災訓練等を行い、防災対応力の向上を図ります。防災士の資格取得者向けの研修会等を定期的に実施するなど、地域防災を担う人材の育成と防災力の向上を図ります。
- ・共同住宅において防災組織の結成を促進し、防災対策の助言や防災資機材の助成を行うなど、共同住宅における震災対策を推進します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・家庭の防災対策の充実
- ・分譲マンション管理組合などへの支援
- ・共同住宅の震災対策の推進
- ・防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
- ・地域防災を担う人材の育成

オ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(再掲(1)①15頁)

- ・建築物の倒壊による道路閉塞等の発生を防ぎ、迅速な消火・救助活動が行えるよう、緊急輸送道路の沿道における建築物の耐震化を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進
- ・既存民間建築物の耐震化の促進

カ 道路基盤やオープンスペースの整備(再掲(1)①15頁)

- ・迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- ・防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- ・災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

(2) 推進目標 2: 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

① 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

ア 備蓄物資の充実・確保

- ・ 避難所に指定されている小中学校等の他、民間事業者の協力により防災備蓄倉庫の整備を行うとともに、食料、飲料水をはじめとした備蓄物資について適切に管理を行い、更新していきます。
- ・ 物資供給が停止するような事態に備えた各家庭や共同住宅での備蓄を推進していきます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・ 備蓄倉庫及び備蓄物資の充実
- ・ 保育施設における安全確保の推進
- ・ あらゆる危機から障害者を守る支援の充実
- ・ 家庭の防災対策の充実
- ・ 共同住宅の震災対策の推進

イ 関係事業者との連携の強化

- ・ 食料や飲料水の確保ために協定を締結している事業者との間で、協定間の定期的な確認や訓練等を通じて関係性を維持し、災害時に円滑に支援を受けられるようにします。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・ 民間事業者・全国自治体との連携強化

ウ 輸送体制の構築

- ・ 物資拠点等から避難所等への物資配送や資機材について、民間事業者との協定に基づく車両の確保や資機材の整備を進めます。

② 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

ア 受援体制の確立

- ・ 港区業務継続計画【震災編】の受援計画に基づいて、受援体制の実効性を高めるとともに、自治体間の連携を強化・推進します。
- ・ あわせて、国や都と連携した活動拠点等の確保に務めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・ 民間事業者・全国自治体との連携強化

イ 地域の災害対応力の向上(再掲 (1)⑥19頁)

- ・ 区民が自らのいのちを守ることができるよう、講習会の開催等により平時から防災意識の向上と防災対策の促進を図ります。
- ・ 防災住民組織の強化に向けた、アドバイザーの派遣や資機材の助成・貸与などの支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策を視野に入れた防災訓練等を行い、防災対応力の向上を図ります。防災士の資格取得者向けの研修会等を定期的に実施するなど、地域防災を担う人材の育成と防災力の向上を図ります。
- ・ 共同住宅において防災組織の結成を促進し、防災対策の助言や防災資機材の助成を行うなど、共同住宅における震災対策を推進します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・家庭の防災対策の充実
- ・分譲マンション管理組合などへの支援
- ・共同住宅の震災対策の推進
- ・防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
- ・地域防災を担う人材の育成

③ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

ア 総合的な帰宅困難者対策の推進

- ・ 港区防災対策基本条例に基づき、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保にむけて、駅周辺滞留者対策推進協議会や関係機関等と連携して取組を進めます。
- ・ 事業者に対する一斉帰宅抑制の要請やその取組の支援を行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・事業所の防災対策の促進
- ・帰宅困難者対策の強化

④ 医療施設・医療従事者の不足による医療機能の麻痺

ア 災害時保健・医療体制の構築

- ・ 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化することで、災害時における医療体制の確保につとめます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における保健・医療体制の整備

イ 受援体制の確立(再掲(2)②21頁)

- ・ 港区業務継続計画【震災編】の受援計画に基づいて、受援体制の実効性を高めるとともに、自治体間の連携を強化・推進します。
- ・ あわせて、国や都と連携した活動拠点等の確保に務めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・民間事業者・全国自治体との連携強化

⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

ア 避難所における衛生管理

- ・ 避難所における感染拡大を防止するため、避難所運営に関するマニュアルを作成し、感染防止対策を徹底します。
- ・ 避難所における感染拡大を防止するため、一人あたりの避難スペースを拡大し、新たな避難所の確保に取り組みます
- ・ 災害時用マンホールトイレ整備方針に基づき、災害時のトイレ対策としてマンホールトイレの整備を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時のトイレ対策の充実
- ・感染症対策を踏まえた避難所の充実

イ 災害廃棄物等処理体制の構築

- ・ 災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理計画の作成を進め災害廃棄物処理体制を構築します。

ウ 災害時保健・医療体制の構築

- ・ 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化することで、災害時における医療体制の確保につとめます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における保健・医療体制の整備

⑥ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

ア 避難所の環境改善

- ・ 高齢者や障害者、女性、外国人など多様な避難者に対して必要となる物資や、マスクや消毒液、パーテイションなどの感染症対策、暑さ対策、プライバシー確保などの観点から必要な物資についても整備していきます。
- ・ ペットを連れて避難してくる避難者に対するペット用ゲージなど、ペット避難対策に必要な物資について整備していきます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・備蓄倉庫及び備蓄物資の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

イ 避難所における衛生管理(再掲 (2)⑤23頁)

- ・ 避難所における感染拡大を防止するため、避難所運営に関するマニュアルを作成し、感染防止対策を徹底します。
- ・ 避難所における感染拡大を防止するため、一人あたりの避難スペースを拡大し、新たな避難所の確保について、都と連携して取り組みます。
- ・ 災害時用マンホールトイレ整備方針に基づき、災害時のトイレ対策としてマンホールトイレの整備を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時のトイレ対策の充実
- ・感染症対策を踏まえた避難所の充実

ウ 災害廃棄物等処理体制の構築(再掲 (2)⑤23頁)

- ・ 災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理計画の作成を進め災害廃棄物処理体制を構築します。

エ 災害時保健・医療体制の構築(再掲 (2)⑤23頁)

- ・ 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化することで、災害時における医療体制の確保につとめます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における保健・医療体制の整備

(3) 推進目標 3:大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

① 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

ア 地域における防犯力の向上

- ・ 区民一人一人に対する犯罪発生情報等の提供等を通じて、生活安全意識の向上に取り組みます。
- ・ 区や区民、その他関係機関が連携して見守り事業等に取り組むなど、地域全体で地域の安全を確保する体制を構築していきます。
- ・ 防犯活動団体等への支援や防犯カメラの設置・管理運用、青色防犯パトロールの巡回など、犯罪が起きにくい環境作りに取り組みます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区民の生活安全に関する意識・知識の向上
- ・生活安全に関するネットワークの強化
- ・犯罪が起きにくい環境づくりの推進
- ・地域安全部体制の確立

② 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

ア 業務継続体制の確保(再掲(1)⑥18頁)

- ・ 過去の災害における教訓や新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢の変化を踏まえ、地域防災計画や業務継続計画について必要に応じて見直しを行い、業務継続に必要な資機材等についても確保していきます。
- ・ 危機管理基本マニュアルの周知徹底と適切な運用をはかるとともに、様々な実動訓練を実施し、区役所職員の危機管理意識の醸成と対応力の強化に努めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・地域防災計画等の推進
- ・危機管理体制の充実

イ 行政による情報処理・発信体制の整備(再掲(1)⑥18頁)

- ・ 情報伝達訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう行政体制を整備します。
- ・ 避難指示等の必要な情報を区民に対して発信することができるよう、防災行政無線を更新するとともに、防災ラジオやアプリなど様々な情報媒体による情報発信体制を構築します。
- ・ 災害時要配慮者や外国人に対しても必要な情報が適切に行き届くような体制を構築します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・危機情報の迅速な発信
- ・外国人の災害対策に関する取組の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

ウ 受援体制の確立(再掲(2)②21頁)

- ・ 港区業務継続計画【震災編】の受援計画に基づいて、受援体制の実効性を高めるとともに、自治体間の連携を強化・推進します。
- ・ あわせて、国や都と連携した活動拠点等の確保に務めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・民間事業者・全国自治体との連携強化

エ 公共建築物の耐震性能の維持(再掲(1)②16頁)

- ・ 区有施設について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図ることを目的として、計画的に修繕や建て替えを行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・学校施設の充実

オ 主要施設における浸水対策の推進(再掲(1)④17頁)

- ・ 災害時においても基幹的機能を果たす区役所をはじめとする主要な公共施設において、必要な浸水対策を講じます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区有施設の浸水対策

カ 非常用発電設備等の確保

- ・ 災害上主要な施設における非常用発電設備の導入や燃料備蓄に取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギー設備機器の導入に対する支援等を進め、災害時におけるエネルギー確保を支援します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・備蓄倉庫及び備蓄物資の充実
- ・共同住宅の震災対策の推進
- ・防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
- ・創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成
- ・区有施設のゼロエミッション化の推進
- ・水素エネルギーの普及促進

(4) 推進目標 4:大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

① 電力供給停止等による情報通信手段の麻痺・長期停止

ア 非常用発電設備等の確保(再掲(3)②26頁)

- ・ 災害上主要な施設における非常用発電設備の導入や燃料備蓄に取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギー設備機器の導入に対する支援等を進め、災害時におけるエネルギー確保を支援します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・備蓄倉庫及び備蓄物資の充実
- ・共同住宅の震災対策の推進
- ・防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
- ・創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成
- ・区有施設のゼロエミッション化の推進
- ・水素エネルギーの普及促進

イ 行政による情報処理・発信体制の整備(再掲(1)⑥18頁)

- ・ 情報伝達訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう行政体制を整備します。
- ・ 避難指示等の必要な情報を区民に対して発信することができるよう、防災行政無線を更新するとともに、防災ラジオやアプリなど様々な情報媒体による情報発信体制を構築します。
- ・ 災害時要配慮者や外国人に対しても必要な情報が適切に行き届くような体制を構築します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・危機情報の迅速な発信
- ・外国人の災害対策に関する取組の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

② テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

ア 行政による情報処理・発信体制の整備(再掲(1)⑥18頁)

- ・ 情報伝達訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう行政体制を整備します。
- ・ 避難指示等の必要な情報を区民に対して発信することができるよう、防災行政無線を更新するとともに、防災ラジオやアプリなど様々な情報媒体による情報発信体制を構築します。
- ・ 災害時要配慮者や外国人に対しても必要な情報が適切に行き届くような体制を構築します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・危機情報の迅速な発信
- ・外国人の災害対策に関する取組の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

(5) 推進目標 5:大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

① 施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

ア 事業所の業務継続体制の確保

- ・ 事業者等を対象とした講習会の開催や事業継続計画の策定支援等による業務継続体制の構築を支援します。
- ・ 事業所主要施設の耐震化や発災時における必要なエネルギー・資機材の確保等を支援します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・事業所の防災対策の促進
- ・既存民間建築物の耐震化の推進

(6) 推進目標 6:大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

① 地域交通ネットワークが分断する事態

ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(再掲(1)①15頁)

- 建築物の倒壊による道路閉塞等の発生を防ぎ、迅速な消火・救助活動が行えるよう、緊急輸送道路の沿道における建築物の耐震化を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進
- ・既存民間建築物の耐震化の促進

イ 道路基盤やオープンスペースの整備(再掲(1)①15頁)

- 迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- 防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- 災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

(7) 推進目標 7:制御不能な二次災害を発生させない

① 市街地での大規模火災の発生

ア 火災の発生予防(再掲(1)①15頁)

- ・ 災害時における火災発生を防ぐため、火災予防に関する意識啓発や家庭用消火器・警報器等の導入を支援します。
- ・ 特に繁華街の飲食店等が入居する雑居ビルについて、火災時においても安全に避難できる建築物となるよう、適切な調査・指導を行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・雑居ビルの防火安全対策の推進
- ・家庭の防災対策の充実
- ・事業所の防災対策の促進

イ 道路基盤やオープンスペースの整備(再掲(1)①15頁)

- ・ 迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- ・ 防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- ・ 災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

ウ 地域の災害対応力の向上(再掲(1)⑥19頁)

- ・ 区民が自らのいのちを守ることができるよう、講習会の開催等により平時から防災意識の向上と防災対策の促進を図ります。
- ・ 防災住民組織の強化に向けた、アドバイザーの派遣や資機材の助成・貸与などの支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策を視野に入れた防災訓練等を行い、防災対応力の向上を図ります。防災士の資格取得者向けの研修会等を定期的に実施するなど、地域防災を担う人材の育成と防災力の向上を図ります。
- ・ 共同住宅において防災組織の結成を促進し、防災対策の助言や防災資機材の助成を行うなど、共同住宅における震災対策を推進します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・家庭の防災対策の充実
- ・分譲マンション管理組合などへの支援
- ・共同住宅の震災対策の推進
- ・防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
- ・地域防災を担う人材の育成

② 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(再掲(1)①15頁)

- ・ 建築物の倒壊による道路閉塞等の発生を防ぎ、迅速な消火・救助活動が行えるよう、緊急輸送道路の沿道における建築物の耐震化を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進
- ・既存民間建築物の耐震化の促進

イ 道路基盤やオープンスペースの整備(再掲(1)①15頁)

- ・ 迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- ・ 防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- ・ 災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

③ 有害物質の大規模拡散・流出

ア 有害物質の適正管理の推進

- ・ 人体や環境に有害な化学物質等を取り扱う事業所に対する適正管理の徹底を指導するなど、有害物質の適正管理を推進します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・有害化学物質の適正管理の推進

イ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

- ・ アスベストの使用に関する事前調査の結果報告及び、それに基づく周辺住民への説明、工事着手前の事前立ち入り検査等を徹底し、アスベスト飛散防止対策が適正に行われるよう指導します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

④ 風評被害等による経済等への甚大な影響

ア 行政による情報処理・発信体制の整備(再掲(1)⑥18頁)

- ・ 情報伝達訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう行政体制を整備します。
- ・ 避難指示等の必要な情報を区民に対して発信することができるよう、防災行政無線を更新するとともに、防災ラジオやアプリなど様々な情報媒体による情報発信体制を構築します。
- ・ 災害時要配慮者や外国人に対しても必要な情報が適切に行き届くような体制を構築します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
- ・災害時要配慮者対策の充実
- ・危機情報の迅速な発信
- ・外国人の災害対策に関する取組の充実
- ・あらゆる危機から障害者を守る支援の充実

(8) 推進目標 8:大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 災害廃棄物等処理体制の構築(再掲 (2)⑤23頁)

- ・ 災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理計画の作成を進め災害廃棄物処理体制を構築します。

② 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 道路基盤やオープンスペースの整備(再掲(1)①15頁)

- ・ 迅速な消火・救助活動や避難が可能となるよう、都市計画道路の整備や橋梁の耐震化、電柱倒壊による災害リスク低減に向けた無電柱化を進めます。また、消火・救助活動や避難の妨げとなる細街路についてその拡幅整備を進めます。
- ・ 防災活動拠点として活用できるオープンスペースとしての公園等の整備や火災の延焼を防ぐ機能がある道路の緑化等を進めます。
- ・ 災害時にも迅速に道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定締結や連絡先の確認などの平常時からの関係構築を進めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・都市計画道路の整備
- ・電線類地中化の推進
- ・道路等の災害対策の推進
- ・細街路の整備(拡幅)
- ・道路緑化の推進

イ 受援体制の確立(再掲(2)②21頁)

- ・ 港区業務継続計画【震災編】の受援計画に基づいて、受援体制の実効性を高めるとともに、自治体間の連携を強化・推進します。
- ・ あわせて、国や都と連携した活動拠点等の確保に務めます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・民間事業者・全国自治体との連携強化

③ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 地域コミュニティの育成

- ・町会・自治会等の地縁団体等の活動をきめ細かく支援できる仕組みを創設していきます。また、集合住宅についても、事業者に対するコミュニティ形成への協力要請を図るなど、地域コミュニティの構築に努めます。
- ・様々なコミュニティ活動について、その活動の場の整備を行うとともに、様々な世代からの参加を促すなど、コミュニティ活動の活性化を図ります。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・良好なコミュニティ形成への協力要請
- ・町会・自治会等の地縁団体による地域コミュニティ活動への支援
- ・コミュニティリーダーの養成
- ・コミュニティ活動の場の整備
- ・あらゆる世代のコミュニティ活動への参加促進
- ・コミュニティ振興事業の推進

イ 地域における防犯力の向上(再掲 (3)①25頁)

- ・区民一人一人に対する犯罪発生情報等の提供等を通じて、生活安全意識の向上に取り組みます。
- ・区や区民、その他関係機関が連携して見守り事業等に取り組むなど、地域全体で地域の安全を確保する体制を構築していきます。
- ・防犯活動団体等への支援や防犯カメラの設置・管理運用、青色防犯パトロールの巡回など、犯罪が起きにくい環境作りに取り組みます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区民の生活安全に関する意識・知識の向上
- ・生活安全に関するネットワークの強化
- ・犯罪が起きにくい環境づくりの推進
- ・地域安全体制の確立

④ 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 公共建築物の耐震性能の維持(再掲(1)②16頁)

- ・区有施設について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図ることを目的として、計画的に修繕や建て替えを行います。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・学校施設の充実

イ 防潮施設の機能維持(再掲(1)③16頁)

- ・高潮や津波の被害を軽減するため、内部護岸や防潮堤の整備を東京都に要請します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進

ウ 主要施設における浸水対策の推進(再掲(1)④17頁)

- ・災害時においても基幹的機能を果たす区役所をはじめとする主要な公共施設において、必要な浸水対策を講じます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区有施設の浸水対策

⑤ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア 液状化対策の推進

- ・液状化のシミュレーション結果を踏まえた液状化マップを作成し、液状化対策についての情報提供を行います。また、建築確認審査時の機会を捉えて、液状化対策に関する指導を行います。

イ 雨水浸透機能の維持・確保(再掲 (1)④17頁)

- ・道路舗装の透水性舗装を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導等を行うことで、雨水浸透施設の普及を図ります。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・水循環機能の保全・向上

ウ 下水道施設等の維持管理(再掲 (1)④17頁)

- ・災害発生時においても機能が維持できるよう、下水道施設の整備・更新や河川改修など、水害を未然に防ぐ事業の推進や施設整備について、東京都等の関係機関に要請していきます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・道路等の災害対策の推進

工 主要施設における浸水対策の推進(再掲 (1)④17頁)

- ・ 災害時においても基幹的機能を果たす区役所をはじめとする主要な公共施設において、必要な浸水対策を講じます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・区有施設の浸水対策

⑥ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失

ア 文化財の被害防止

- ・ 文化財の所有者または管理者に防災設備等の整備に対する指導や、地震や風水害が発生した場合に重要な文化財等が破損・焼失することがないよう必要となる管理指導を実施します。
- ・ 平時から伝統文化、伝統工芸品や地場産業について展示や PR を行い、区民の関心を高めていきます。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・伝統文化交流館の活用
- ・地域に根付いたものづくり産業の支援
- ・地場産業の支援

⑦ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

ア 事前の復興まちづくり

- ・ 災害発生時に港区震災復興本部を中心として速やかな復興に取り組むことができるよう、災害復興体制の確立に向けた事前準備に取り組みます。また、仮設住宅・仮設店舗など必要な用地についてあらかじめ選定し利用について所有者や関係機関等と調整を行います。
- ・

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・地域防災計画等の推進
- ・防災・震災復興まちづくりの推進

イ 早期の住宅再建等の支援

- ・ 罹災証明書の迅速な交付やそれに向けた住家の被害認定調査の実施体制の確保にむけて、「被災者生活再建支援システム」を活用した研修会や訓練等を開催するなど、体制整備に努めます。

ウ 「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」の設置

- ・ 国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらずに震災後の速やかな復旧復興を図るため、「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金」を設置し、災害に備えます。

エ 土地境界の明確化

- ・ 土地の実態や状況を明確にすることで災害時に迅速な復旧・復興活動を行うことができるよう、地籍調査事業を推進します。

(港区基本計画上の関連する取組)

- ・地籍調査事業の推進

2 施策分野との関係

ここでは港区基本計画の政策とリスクシナリオの関係性について整理をしています。

		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)																													
		1-1 建物・火災による死者の発生	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	1-3 広域にわたる津波等の発生による死者の発生	1-4 異常気象等による死者の発生	1-5 大規模な土砂災害(後年度にわたり脆弱性が高まる事態)	1-6 傷者の発生	2-1 被災地での長期停止	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動	2-3 想定を超える供給不足	2-4 医療施設及び関係者の不足による避難行動の遅れ等で多数の死	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	3-1 被災による現地の警察機能の大規模な低下による治安の悪化	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大規模な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信手段の麻痺	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により灾害情報が必要な事態	5-1 企業設立の生産力・火災やサプライチェーンの寸断等による	6-1 地域交通ネットワークが分断する事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通渋滞	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	7-4 風評被害等による経済等への甚大な影響	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2 道路駁開等の復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-6 貴重な文化財や無形の文化的・環境的資産の喪失・損失	8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
港区 基 本 計 画 の 基 本 政 策	港区 基 本 計 画 の 政 策	1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	●					●	●															●							
		2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	●					●													●	●	●		●						
		3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める																													
		4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	●	●				●							●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●				
		6 持続可能な循環型の都心づくりを進める																													
		7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	●		●	●								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる																		●											
		9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる																						●							
		10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる							●														●								
		11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する																													
		12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する																													
		13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を開拓する																													
		14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める																													
		15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する																													
		16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		●											●																
		17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する									●																				
		18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する										●																			
		19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する											●																		
		20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する											●	●																	
		21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する												●	●	●															
		22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する																													
		23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する																													
		24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する																													
		25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する																													
		26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する																													

3 【参考】国の補助事業等との関係について

国は、地域における国土強靭化の取組等を一層推進させるため、国土強靭化予算の重点化等を行うこととしています。

これにともない、現時点での地域計画に関する補助金・交付金については別表として整理するとともに、今後、国の補助制度等の状況に応じ適宜更新していきます。

別表 関連する補助事業

項目	強靭化に向けた取組・リスクシナリオごとの取組	関連する補助事業の名称
(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。		
① 建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
ア 住宅等の耐震化や安全対策の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業、地域住宅計画に基づく事業	
イ 土地利用の適正化	市街地再開発事業	
ウ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	
エ 火災の発生予防		
オ 道路基盤やオープンスペースの整備	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	
② 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
ア 公共建築物の耐震性能の維持	保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、学校施設環境改善交付金	
イ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（再掲（1）①）		
ウ 火災の発生予防（再掲（1）①）		
③ 広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生		
ア 防潮施設の機能維持		
イ 津波避難体制の構築		
④ 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
ア 雨水浸透機能の維持・確保		
イ 下水道施設等の維持管理		
ウ 主要施設における浸水対策の推進		
⑤ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態		
ア 土砂災害対策の充実・強化		
⑥ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
ア 業務継続体制の確保		
イ 行政による情報処理・発信体制の整備		
ウ 避難体制の確保		
エ 地域の災害対応力の向上		
オ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（再掲（1）①）	住宅・建築物安全ストック形成事業	
カ 道路基盤やオープンスペースの整備（再掲（1）①）	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	
(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる		
① 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
ア 備蓄物資の充実・確保		
イ 関係事業者との連携の強化		
ウ 輸送体制の構築		
② 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
ア 受援体制の確立		
イ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）⑥）		
③ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足		
ア 総合的な帰宅困難者対策の推進		
④ 医療施設・医療従事者の不足による医療機能の麻痺		
ア 災害時保健・医療体制の構築		
イ 受援体制の確立（再掲（2）②）		
⑤ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
ア 避難所における衛生管理		
イ 災害廃棄物等処理体制の構築		
ウ 災害時保健・医療体制の構築（再掲（2）④）		
⑥ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
ア 避難所の環境改善		
イ 避難所における衛生管理（再掲（2）④）		
ウ 災害廃棄物等処理体制の構築（再掲（2）⑤）		
エ 災害時保健・医療体制の構築（再掲（2）⑤）		
(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
① 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
ア 地域における防犯力の向上		
② 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
ア 業務継続体制の確保（再掲（1）⑥）		
イ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）⑥）		
ウ 受援体制の確立（再掲（2）②）		
エ 公共建築物の耐震性能の維持（再掲（1）②）	保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、学校施設環境改善交付金	
オ 主要施設における浸水対策の推進（再掲（1）④）		
カ 非常用電発電設備等の確保		
(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
① 電力供給停止等による情報通信手段の麻痺・長期停止		
ア 非常用電発電設備等の確保（再掲（3）②）		
イ 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）⑥）		
② テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
ア 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）⑥）		
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
① 施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
ア 事業所の業務継続体制の確保		
(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
① 地域交通ネットワークが分断する事態		
ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（再掲（1）①）	住宅・建築物安全ストック形成事業	
イ 道路基盤やオープンスペースの整備（再掲（1）①）	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	

項目	強靭化に向けた取組・リスクシナリオごとの取組	関連する補助事業の名称
(7) 制御不能な二次災害を発生させない		
① 市街地での大規模火災の発生		
ア 火災の発生予防（再掲（1）①）		
イ 道路基盤やオープンスペースの整備（再掲（1）①）	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	
ウ 地域の災害対応力の向上（再掲（1）⑥）		
② 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（再掲（1）①）	住宅・建築物安全ストック形成事業	
イ 道路基盤やオープンスペースの整備（再掲（1）①）	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	
③ 有害物質の大規模拡散・流出		
ア 有害物質の適正管理の推進		
イ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	
④ 風評被害等による経済等への甚大な影響		
ア 行政による情報処理・発信体制の整備（再掲（1）⑥）		
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア 災害廃棄物等処理体制の構築（再掲（2）⑤）		
② 道路啓閉等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア 道路基盤やオープンスペースの整備（再掲（1）①）	道路事業、都市公園等事業、都市防災総合推進事業	
イ 受援体制の確立（再掲（2）②）		
③ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア 地域コミュニティの育成		
イ 地域における防犯力の向上（再掲（3）①）		
④ 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア 公共建築物の耐震性能の維持（再掲（1）②）	保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、学校施設環境改善交付金	
イ 防潮施設の機能維持（再掲（1）③）		
ウ 主要施設における浸水対策の推進（再掲（1）④）		
⑤ 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア 液状化対策の推進		
イ 雨水浸透機能の維持・確保（再掲（1）④）		
ウ 下水道施設等の維持管理（再掲（1）④）		
エ 主要施設における浸水対策の推進（再掲（1）④）		
⑥ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
ア 文化財の被害防止		
⑦ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
ア 事前の復興まちづくり		
イ 早期の住宅再建等の支援		
ウ 土地境界の明確化	地籍調査事業	

※取組内容と関連する補助事業の名称を記載しています。

※街づくり関連の各名称は、令和2年12月現在の社会資本整備総合交付金交付要綱等を参考に記載しています。

参考資料

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法
(平成二十五年十二月十一日)
(法律第九十五号)
第百八十五回臨時国会
第二次安倍内閣
改正 平成二七年九月一日法律第六六号

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法を
ここに公布する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靭化基本計画等（第十条—第十四条）

第四章 国土強靭化推進本部（第十五条—第二十五条）

第五章 雜則（第二十六条—第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、
自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改
めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを
思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが
懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生す
るおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続
して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大
の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえ
る状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、
その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の
生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべ
き基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る

施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性^{ぜい}を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るために、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭化^{じん}の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくり（以下「国土強靭化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靭化基本計画の策定その他国土強靭化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靭化推進本部を設置すること等により、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施

策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靭化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靭化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靭化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靭化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにするこ

と。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。

六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靭化基本計画等

(国土強靭化基本計画)

第十条 政府は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公

共団体の国土強靭化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化基本計画」という。）を、国土強靭化基本計画以外の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 國土強靭化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 國土強靭化基本計画の対象とする國土強靭化に関する施策の分野
 - 二 國土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針
 - 三 前二号に掲げるもののほか、國土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、國土強靭化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、國土強靭化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、國土強靭化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、國土強靭化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、國土強靭化基本計画の変更について準用する。

（國土強靭化基本計画と他の計画との関係）

第十一條 國土強靭化基本計画以外の国の計画は、國土強靭化に関しては、國土強靭化基本計画を基本とするものとする。

（國土強靭化基本計画の実施に関する勧告）

第十二條 内閣総理大臣は、國土強靭化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（國土強靭化地域計画）

第十三條 都道府県又は市町村は、國土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における國土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「國土強靭化地域計画」という。）を、國土強靭化地域計画以外の國土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（國土強靭化地域計画と國土強靭化基本計画との関係）

第十四條 國土強靭化地域計画は、國土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靭化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靭化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國土強靭化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が国土強靭化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関するこ
と。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に関する施策で重要なものの企画及び立案
並びに総合調整に関すること。

(国土強靭化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基
本計画の案を作成しなければならない。

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、
総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靭化基本計画の案に定めようとする国土強靭化に関する施策の
分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強
靭化の推進に必要な資源についても行うものとする。
- 6 本部は、国土強靭化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受
け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案
して、実施されるべき国土強靭化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らな
ければならない。
- 7 本部は、国土強靭化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府
県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靭化に関する施策の推進に関し密接な関係
を有する者の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靭化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靭化推進本部長、国土強靭化推進副本部長及び国土強靭化推進

本部員をもって組織する。

(国土強靭化推進本部長)

第十九条 本部の長は、国土強靭化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靭化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靭化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靭化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靭化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靭化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・一部改正)

(事務)

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(国土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靭化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靭化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靭化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

